鹿島名所圖繪

内務省圖書
第一〇九二四號
地理部
函
冊 弐

和書門
三六四八一
二
類 號 函 架 冊

162
内閣文庫
和書
三六四八一
一七四
函 一四
類 號 冊 架

地上

内閣文庫
番號 和 36481
冊數 2 (1)
函號 174 162

174-162

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

鹿島志序

余風好山澤趣獨志家　家有制倶豆
逸不及子過二若樂而數變耳　每繙
山經地志未嘗子隱峰而嘲里也　鹿島
要視平財郭　取其鹿嶋志既上梓示
余請一言余嘗謂鹿島之神為上古

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

佐命功臣以來
國初以來
天朝尊崇祀典虔敬載在國史近法
鑑倉幕府展敬彌周歷吳利織豊
諸氏聖祀不懈蓋弗至于遠草昧
三世佐旋鉞而上輔

皇化導鑾旅而建功邊陲也其威
靈所被神祐攸鎮寔有歷世之紀
述也方今寓內浮屠所擬獨有秉志
此祠則不過藝祀題詠僅之冊豈
不一闕典耶、財鄰世家奉祀性敏好
學結髮來江戸師事松原高田氏

高田氏於國学稼穡時鄰親矣
有年、今此書之成、柳有淵源也、其
祭典故事、祠宇沿革、風土名勝、悉徵
諸古史、捜諸遺書、綱羅不遺、而又加案
断、可謂明備矣、今　朝有地志編集
之舉、則亦宜此書石給引証之用哉、然
則吉原驛亟動、必也、余他日幸得伯
田稼素、備憲、則將以此書為鄉導而拝
其神祠、探吉名勝矣、於是乎神魂
死者不得不別其端以一言也、
文政癸未季秋侍講成島司直撰

男讓書

鹿島志序

鹿島神宮北條時鄰懷廉嗚志來而請之序余閱之其體裁大類於稱諸國名所畜會者僅足為兒女子之觀耳時鄰者吾黨之豪

士如此一世著書非其本意
蓋罪尤之愆請雖辭而低
也明矣雖然考證精覈使
世俗能知神宮之由來善
稱土地之意蹟廣布於天
下永傳於無窮之功寔可

謂忠於所祭之神矣夫後
學之道大而無不兼備神
佛儒老衆流百家則此意
地考證之書乎豈可不謂
其一端乎余竊喜忠於一事
所祭之神功於其所學之

道之撰而為題序言云、文
政癸未秋九月壬午東都
知非齋主人源與清
六十六翁輪池書

いとゆくもかしこき我廉潔の大神
たつまのまことをくらしらの
事をへあるものせをしぬまを
ふるきいにしへをふかうのれ彩しき
まうを星小云いてたるもいとをく
むかしこ歌前今れて風のとをなよ
まのより侍うてくる人のこゝろあ拙の

まちうきうちてはもんをふておもひ
しるをおりはしまふりてに小儀伏
平時潅う古節子時鄰江戸の大儀乃
りこふの学てる田舎のをうへ
をうく仍て年久しくへ今は
ふをくをみと庫るいを離ていて
無庫塙弘の学てかうへをうをを

同小元年ふきてふをれと
出つをうう河をうをほりぬとう
をうをの墨おほふてをんへの
たのふりをふをうをを
学をもくいへて百をうへのたつをと
をうをををうをうけ庫潅志をうり
庫をうを書の林のをうををめも

上巻目録

神系　勲功
鎮坐　相殿神
神宮造営　神位
宮所沿革　神寶
部霊数　神馬
杉神木　御藤
鹿を神使とせ　宮社の差別
霊験　春日御遷幸
奉幣使　和歌
奥宮　坂戸神社
沼尾神社　息洲神社
道池
男瓶　女瓶

国立公文書館
National Archives of Japan

高房神社
熊野神社
稲荷神社
七夕神社
跡宮
海邊神社
押手神社
國主神社
道路衢神社
辛川神社
御笠神社　甲社
歳山祭
牛頭天王
御厨神社
八龍神
潮神社
鷲神社
祝詞神社
おいろまいろの神社
年神社
阿津神社
手子崎神社
御兒神社
青馬祭　御戸開

常陸帶祭
司召祭
流鏑馬　御田植
御軍祭　三韓退治
新嘗祭　鬼遂
日月祭
劔坐祭
直會　銚場
踏歌祭
北星祭
名越祓
御船祭
相撲
黒酒白酒祭
庭上御供
神舞

下卷

目録
鹿島名義
御笠山
御手洗川
霰零鹿島
要石
高間原　高間浦

求無川
鹿島崎　下津濱
甕山　神代壺
神池　若栢浦
鹿島故城
加久良井岡　布文井久池
潮来村　加藤須十二橋
大洗磯前神社
鹿島小差縄
鹿島立
驛路鈴
卜部家　卿古祭　天葉若木

碁石濱
角折濱
大織冠鎌足社
苅野橋
浪逆海
可多為橋
神須　神戸
神當流
神作鞍鐙
鹿島曜　鹿島連
大宮司
物忌　亀卜

祢宜祝の沙汰
祭頭
拾遺の部
神楽
猫犬
校倉
車觸
経石
七不思議
矢の根石
世牟鮮牟塚
青屋

神宮寺
寺院放逐
不聞殿
楼門四王
文庫
赤童子
弥勒謠
七井戸
洲濱の菓子
白鳥郷

凡例

鹿嶋神宮ゝいつゝもふる大宮所なれど書記せるものとそ更ゝ世ゝ間ゝ
ねぐる此書かん礎ゝとなるべきたよりゝしぎれば曆史あゝ雜書あゝ家ゝ
の記錄あゝふる翁の口傳などゝまぜてかゝ集ゝ侍どあまたの卷ゝなる
ゆゑゝれどさそゝいと長ゝゝけまゝ見みとゝゝんゝめる其大概をゝゝく。
畧ゝ略ゝく二卷ゝゝ。
上卷ゝい大神の緣起ゝより摂社末社祭礼の式等。下卷ゝハ名所舊蹟昔
ゝう傳ゝまる古實そのゝう雜事神宮寺院のゝゝゝ記ゝつゝゝ神宮ゝ
あづゝゝね處ゝまでゝも郡中ゝあゝて近ゝ名ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ陌
錄せゝ。
文中たゞ風土記とのゝ舉ゝゝゝゝ常陸風土記をゝゝ。日記ゝ引ゝハ是彼の
家ゝつゝゝゝ古文書の類ゝゝ。例傳記ハ大宮司家の傳書ゝく何ゝれの

神事をもつぱら書まう。
文中引用の書悉く全文を引出ぜ。例の畧て何の書よりとのみ
かけるあり。ぞん本書よりて悉く辨へまうべきなり。
古書よりいたし。ぞ古老の口碑よりのこひ傳へ。説ともとうのせつとい正し
きにくの残もあるべくそれをあらためまう。中よりくの考あるいさるがゝそのくの
説をあげ。又おのまゝ思ひよりくふゝい僻毋ともうたうくう。
此書のかた體ゝ通俗の讀安きやゝ物してすこ人この乞て・雑
まぐ〳〵名呼圖會とうみをつかまつりひくくかくくちつゝまつる。

鹿嶋志上の巻

神官小傔仗平時鄰撰

○神系

正殿武甕槌大神。古事記ゐ。於是伊邪那岐命拔所佩之十拳劒。斬其子迦具土神之頸。著御刀本血。亦走就湯津石村。所成神名甕速日神。次樋速日神次建御雷之男神。亦名建布都神。亦名豊布都神。とあるとと日本紀ゐ。武甕槌命と經津主命を別神とし身おとしたるい甚異なる傳ゐ。體分證を舉て悉く論じたるが如し。御名の義を紀ゐ甕槌と書るも借字ゆえ。通音嚴しゆえ。ちの津い助字。ち持の略言。建く嚴きこのれかひと持まくるてふ稱名なり。
大神の生まりましたる天書ゐ。姓氏錄ゐ倭川原忌

寸ち武甕槌神十五世孫彦振根命之後也。まゝ矢作連ら布都努志乃命之後也とゝあり。

○勲功　懸巻もかゝる皇孫日子番能通々藝命天降ゝる時。豊葦原水穂國を千速振荒振國神多なれいそぐ平定て〻〻。高皇産霊尊天照大御神の勅もて思兼神八百万神等議つと擇。天菩比神と遣されしよ。大國主神に帰附く三年いなるまゝく復奏さゞよて又天若日子を降しけるよられも悪心ありて大國主神の女下照姫と娶。此國を獲んと慮く八年ゝなるまで復命まうさゞゝれ天照大御神詔く何神を遣てば言趣せん。諸神等白くはゝゞ建御雷男神を遣べしと。則建御雷命に天鳥船神を副く天降しませり。ちゝに二神出雲國伊那佐小濱に降到ゝ。十掬剣を浪穂に逆りさゝ

しゝく。其剣前に趺坐のゝく霊異なる御稜威をあらはしゝ。天津神の詔と述のゝく。大國主神かゝみゝく八十坰手に隠侍ひ。言代主神に船を踏くゝふけ天逆手を青柴垣に打成く隠ましゝ。建御名方神い力競をんとて来しゝに建御雷命の御手と取まゝく立氷に取成ゝく剣刃にとゝなせば懼く退き。建御雷命そは建御名方神の手を取に。若葦を掴ぢごとく投離のゝく逃去たるを。信濃國諏訪湖まゝく追退け。星神香香背男とゞ建葉槌命を遣く帰服しめゝまゝく御言ゝ背しゝ如螢火光如五月蠅荒振神を拂ひしゝ。石根木根立青水沫草の片葉も言止ゝ。大八嶋の國中悉平和しゝ。皇孫尊と女らゝに天降しのゝくるおとゝ。古事記。日本紀。古語拾遺。出雲國造神賀詞なゞゝ明らゝ。神武天皇大和國へ御發向のゝゝも。

師霊剱をこゝに〻賊黨を斬隨へまひしこと。神武紀にこゝ
なり。かゝ常磐に天地の依合の極平らけく知しめす安國を定
まひし皆大神のひとも深き御功なれば今の世まで誰人も
の恩頼を蒙らぬ〻なし。

○鎮坐　神代の昔より。風土記に。自高天原降来大神名称香
嶋天之大神天則號曰香嶋之宮地則名豊香嶋之宮云。神
道集に。延文三年安居院圓頓の選に大神こゝに常陸國郡賀郡古内山に天下
〻國中を見廻りまひし鹿島郡の吉處を御在所に定むと
あり。按に古内山は三代実録に鹿島宮造営の材木を採山は那賀郡に在りと記せり。
此山のことは神名帳に那賀郡藤内神社と云和名抄に那賀郡鹿島郡あり。崇神天
皇の御世大坂山の頂に白細大御服坐白桙御杖取らして顕
まひし御託言のりまくるに。其時大中臣聞勝命。大八島國治
所知食國止事向賜之香嶋國坐天津御神と申せしとぞ

風土記にこゝに〻上古より鹿島郡に鎮坐しとと疑
なし。鹿島治乱記に持統天皇二年に天降り由て鹿島年中行事に平城天皇大
同二年左大將室良卿勅宣を受て勸請せりなどゝ誤れる傳なり。

○相殿神　右に経津主命左に天児屋根命二柱を祭れり。
大鏡に。鎌足の内臣生まれし常陸國かなれば。かゝしとの鹿島といふ
所にて氏御神とも奉りしなり。天児屋根命に中
臣藤原姓の遠祖にて。鎌足のおとゝも其苗裔なれば氏御神
といひつゝ。この内臣當国の産と
なりの下巻にあり。

○神宮造營　風土記に。淡海大津朝天智天皇初遣使人造神之
宮自爾已来修理不絶云〻。これ此外異なる説もあ
と例傳記に神武天皇元年より廿一年ごとに有造立云〻鹿島治乱記に聖武帝天平十九年
造假宮設拜平城帝大同二年宮殿御造營云〻一説に崇神天皇二十七年建立云〻ごとき
ぐに風土記いにしへより書なれば證しがたし。古代は廿一年
ごとに一度づゝ宮殿を皆改作せり。弘仁三年六月に至りて

鹿嶋神宮

其二

甲社
高房社
神樂殿
手水舍
御饌殿
假殿
竜神社

神木
鏡石
正殿
拜殿
神藤
宝倉
竜神社
楼門

国立公文書館
National Archives of Japan

其弊少〻〻〻〻。正殿のかゝ破る隨〻修理せ〻〻〻〻〻〻
と日本紀畧〻〻。延喜式〻。常陸國鹿島神社正殿二十年
一度改造。其料便用神稅如無神稅郎充正稅。東鑑〻。建
久四年源頼朝卿より紡むごろう造宮のおゝあり中昔より
い國司の修理〻〻〻〻〻。新任國司必宮と造る。前司造
呼ら新司改任の時懐乗〻し。明月記文暦二年。園太暦文
和二年。春日權現験記など合せ見〻知べし。三代實録〻負
觀八年正月鹿嶋大神宮惣六箇院二十年間一加修造所
用杖木五万餘枝。工夫十六万九千餘人。新稱十八万二千
餘束〻〻。あれ昔の宮造のこゝあり。又同條〻。造宮杖木多く栗
木と用ゐ〻。宮邊の閑地〻五千七百株栽られ〻〻〻〻。今
い栗林村あり。中臣系圖〻。造鹿島宮使六位兼善。造鹿嶋神

宮使従六位上時来。などゝ〻〻〻〻〻何〻の御代のこゝあり〻〻。
其後慶長十年〻至〻〻〻〻。
べ〻〻御造宮あり。又々元和四年　改造
造らせ〻〻〻。御遷宮の作法なゝれのこゝあり。〻〻別り〻〻
べし。宮い北向なゝど御神體い東〻向ひ〻〻〻〻〻。深き
意あるこゝあるべし。

○神位　續日本紀〻。寶亀八年七月乙丑。叙鹿島社正三位
〻〻。續日本後紀〻。承和三年五月丁未。奉授常陸國鹿島郡
従二位勲一等建御賀豆智命正二位〻〻。同六年十月丁丑
奉授常陸國鹿嶋郡正二位勲一等建御加都智命従一位
〻〻。遂〻正一位〻進ませ〻〻。續紀〻延暦元年鹿島神〻勲五等封二戸と授られ〻〻陸奥〻あり鹿島神〻神社なり。そもゝ
神の位階を尊卑と分つたゝあるゝあり。閑田耕筆〻。是い正五

位あれども十二町。正四位なれども二十四町の田を奉らるゝなり。
次第い令の定のごとし。有名無實にして稲荷とのゝ必正一
位と社家より免許せるたくひあるべし。按に聖武天皇
八幡大神を東大寺に祭りて一品を授られし是神位の
始なり。勲一等勲二等おのゝ武臣武功に依て給る
位にして。神も武神に軍の事祈て霊験ある時勲位を授奉る
○
こゝなり。古事記傳に。鹿島に正三位香取を正四位上なり。是
本一神なるを鹿島に其總てこの御霊を祭る故に位も高
く香取に別に齋主なる御霊を祭る故に位もやゝ降
れるなるべし。然るを若是別神なりとせば書記の趣經津主八
大将軍。武甕槌い副将軍のごとくなるに。彼神位の尊卑に當
らざるをいかゝや。文徳實録に。仁壽元年正月庚子。詔天下
諸神不論有位無位叙正六位上とゝえたるこゝもあり
しなり。例傳記に。鳥居に正一位勲一等の額を懸し
に。雷雨とゞけしきて其額引割あちこち神託ありていとゞ
位階を顕し懸んやとゝみ声をして鳴動しけりとい
○宮所沿革　撰集抄に。治承の比常陸國鹿島明神に参り
ぬれば。御社を南向に侍り。前に海後に山に侍り。社いとゝ
ちゝ田廊軒をきしきり。塩ざゝをせば御前の端板までい海に
なる。塩ざゝを引て砂にして二三里にあるべしと記せれど今
はいまゝと思ひあてゝまれば。いとゝよこゝろ。西行法師を國々
と行めぐりて實景をこゝろ人まれば偽りとゞりいあるべしと。後
に書しもとゝの比やえ違ひよやあしんろう宮も昔い二十年に
一度づゝ改め造るべし。其時ごとに所などのうつるこゝもかつて

難し。諸國里人談よ。撰集抄よ鹿島のこゝろ。息栖の風景を息栖と鹿島の曰地なるもしくされど風土記よ。神宮の地埋たのへる所り。地體高敞東西臨海。峰谷犬牙邑里交錯。山木野州自屏内庭之藩籬。潤流崖泉□涌朝夕之汲流。嶺頭搆舍。松竹衛於垣外。谿腰堀井。薜蘿蔭於壁上。春經其村者百卉□花。秋遇其路者千樹錦葉。可謂神仙之幽居。佳麗之豊不可悉記。しかるを今の處りに合へり。

○神寶　師霊劔。楯板。龍神の形を画て古き物なり。旗。棹。廣矛。鬼首笛。鬼の頭を納る箱。とゝ傳ふ。何やらん物あり。于珠。滿珠。その外古刀古劔甲冑弓矢鞍鏡。かゞとさぐ〳〵武具馬具樂器の類いとも時代ふるき物數多あり。〳〵〳〵毎年七月七日寶倉を開きまつりて亟干の神事あり。此日正殿よ素麺を供奉る。

きよよ桑の葉と茄子を用ふ。風土記よ。崇神天皇の御世太刀十口。鉾二枚。鐵弓二張。鐵箭一具。許呂四口。故鐵一連。練鐵連。馬一疋。鞆一具。八咫鏡二面。五色絶一連。奉幣せ〳〵

○師霊劔　さて武甕槌大神葦原中國を鎮平の時乃神劔なり。古事記よ。僕雖不降專有平其國之橫刀可降。此刀名云佐士布都神。亦名云甕布都神。亦名布都御魂。此刀者坐石上神宮也云云。神武紀よ。師霊此云赴屠能渤哆磨云云。石上の神社。大和國山辺郡。

神皇正統記よ。此劔ちゝ豊布都神と号て初い石上にまし〳〵。後よい常陸の鹿島の神宮にまし〳〵。

古事記傳よ。師字廣韻玉篇ともに斷声と注せる意を以て用ひ〳〵れるなり。今の世に言ふも物の殘なく清く斷

れ離るゝ貌と布都と云つゝ。布都理などゝ狭衣は
て物を清く断離つ意を以称へ〳〵御名なり〳〵。又佐士布
都の佐士の義を未思得ずとゝ。按に佐士い刺通の義に
て叙めてよりひとゝなる御名なりや。

○神馬　崇神天皇の御世神馬を奉られしは風土記にもえ
東鑑に建久二年十二月廿二日条に常陸國鹿島社鳴動如
大地震聞者驚耳是為兵革并大莽兆之由祢宜中臣廣親
所註申也幕下有御謹慎則以鹿嶋六郎被奉神馬。此ぎ
〳〵諸家より祈願のとゝ神馬寄進あらるれば其験
あるこ納まれるとも〳〵神に馬と捧るゝとゝ神社啓蒙に。此
蓋奉贄之義也不能引進神馬者畫之献也。按に神馬の
換に繪馬を献るもゝとりて。本朝文粋朝野群載など

に色紙繪馬三尺。又法華験記今昔物語宣儀卿記草廬
漫筆などにも繪馬のことなり。

○杉の神木　宮の後にあり。神さびたる巌の鉾杉なり。谷川
氏契沖阿闍梨などの説に杉を直木の義とするを本居
氏もさゝに進木なり。杉の木かゝりへてさびたるを上へ
もゝみの伸る木なれば直木とゝるいとゝし。直をすぐと
いふと古よりあるべしとゝ。此木の生立直なれば正直
の表物なれば神木とゝ。されば日本紀に。石上振之神
揭。万葉集に。三諸神乃神杉。また神之祝我鎮斎杉原など
ゝゝ。本朝俗諺志。和訓祭るなどに。常陸國大田社造営の時
杉の神材の中に鹿島大明神の文字あり。左右甚分明なり。
よて一に鹿嶋に納め一に當社に納む。大田の社とは大田の里なり。一里許北に里宮とゝあり。

薩都神社

○御藤　瑞垣のやとりよ生さえくさひえろこれう。花盛の比おひそ立とも　あらそ　ものみる〳〵。

詞林采葉抄ゟ。凡我國を藤根國と中とやゝ。是則鹿島明神金輪際より生出る御坐石と柱として。藤の根りて日本國をつゝむ申故なり。

○鹿を神使とす　古事記ゟ。葦原中國平和せん神を撰ことろり。天尾羽張神を大神の父神、天安河の水を逆ゝ塞上る道を塞おりて。他神の行ゝかるべしとて天迦久神を遣

〳〵て問〳〵ゝ。武甕槌大神をまゐらせのくり〳〵とあり。平田氏の説ゟ。天迦久神を天鹿神りて。ゝを大神の鹿を使とす。起原なり。羅山文集ゟ常陸國鹿島宮古来不殺鹿以神使故也。とらくる如く今ゝおりてかゝく鹿を踈畧りとゝ定る。さて神の使者とゝ古くすりいひ傳へ〳〵諸社ゝあり。古事記ゟ。倭建命伊吹山り分入る時白猪を〳〵神の使者なるんとのまくることゝ。松浦廟宮縁起大平記神社啓蒙ゟ。神使のとゝ其外物りおい八幡社の鳩。松尾社の亀。熟田社の鷺。気比社愛宕山の鳶。富士山の猪。三峯社の狼。大國社の鼠。三島社の鰻。諏方社の蛇。荒神の鶏。などのたゝひなり。

○宮社の差別　延喜式神名帳を大小の神祇なゝく神社とのみ書るかりよ。伊勢を除くのわかり鹿島香取よりこゝろうて鹿島神宮香取神宮（名神大月次新嘗）とかきそう。他神より異なる大神よおゝしまを故と思ふべし。三代實録より貞観九年八月二日勅伊勢國伊佐奈岐伊佐奈弥神改社称宮。北條九代記蒙古襲来の条より。伊勢の風社ちゞ風宮と崇らるゝなどありて宮と社とを尊卑の差等あることを。後世となりてゝを宮も社もおなじとのゝ心得ゝゝ誤ることゝ宮い御屋社を屋代ろ義なるべし。

○霊験　古悪神を征伐まつりて御剱と逆より立ゝ其上より御坐ゝ。又御手を剱又ところ成ゝなど。奇き御稜威を示ゝまくることと古事記よりえ。東鑑壽永三年正月社僧夢想より

当所神為追罰義仲並平家赴京都御祈。而同廿日戊戌黒雲覆寶殿四方悉如向暗。御殿大震動鹿鶏等多以群集頃而彼黒雲亘西方、雖一羽在其雲中見人目。是希代未聞奇瑞也者武衛令聞之御湯殿下庭上遥拝彼社方給。弥催御欽仰之誠。件時尅京鎌倉共以雷鳴地震。また鹿島大明神御上洛之由風聞出来之後賊徒追討神戮不空者欽建久二年の条より奇異のことゝ。悉ら明和八年座手ト部常敬瑞験記とかゝる二巻を著して。古今の貴賤拝禱奉つて瑞験と蒙ることと詳より記集たまへるそんよめりてゝより畧。

○春日御遷幸　旧記より。奈良宮の御時朝廷の近き守護りわゝまさんと。称徳天皇神護景雲二年六月廿一日白鹿より乗り榊枝を鞭とゝ。大和國添上郡御笠山より御遷幸ま

しまひ、其時中臣鹿嶋連宗則時風秀行三人大宮司の遠祖等、鶴を乘て供奉。今も宮司家の紋も鶴と画きたるは此に依まるなり、同年十一月八日神託に依朝廷より勅使を立られ、山の麓に南向に宮を造り鎮まり坐せまりもとり、宗則をもて立帰舊の如く神宮を守べしとて此時燒栗を賜はり託宣に其子孫の榮んとて栗の芽立〳〵繁茂らんとかゝべしとのたまふ。帰てのち御言のまゝに植たるに生出くいや栄にさかえり。是まさに姓を中臣と時風秀行臣植栗連ともいふ

春日にまゐりて祠官となりぬ。今の辰市大東の家なりと

のたまふ。御遷幸のこと諸書まちゞ一代要記帝王編年記公事根源神道集詞林采葉抄鹿島問答色葉字類抄廿二社本

緑廿二社注式諸社根元記源平盛衰記神社啓蒙神社考大日本史例傳記この外をのゝまもなくこゝに國史に記されなきたまゝ〳〵をもてるるやあらん、兼名抄より

かゝぐるけりて春日なるいにしへの山より落をの宮とのたまふ哥兼載雜談に神詠とあるいひごとなり。後人の讀るとなり迫もるし

○奉幣使　延喜式に鹿島社五色薄絁各一丈、安藝木綿二十枚、盛畏料商布一段、布綱三條、明櫃二合、調布二丈荷覆二條。この時宮司祢宜祝物忌等まも賜物あり、使人賣幣大二人。其使等當日賣幣發寮向國。〳〵そ毎年参向あり。又新帝即位立后任大臣などの時もまた〳〵

當宮へ奉幣使を立られ大鏡に〳〵幣帛とて萬物を千座の置座に充て神に備まつる。續本朝文粹に立后之後八社奉幣並鹿嶋奉幣類聚符宣抄大政官符に為鹿島香取両社幣帛差件等人宛使發遣如件両國承知依例行之符到奉行天暦五年正月廿二日、すゝ台記の康治元年八月廿日、東鑑の壽永元年八月十一日、同書寛喜三

年五月九日など奉幣使をまゐらせられる。

○和歌

万葉集　　那賀郡上丁　大舎人部千文

雲隠鹿島の神を祈り皇軍の船をなべしる

拾遺愚草　　定家卿

かし海のや拾ひ拾ふ君が栄て神のまもり

夫木集　　後京極摂政

鹿島のや鷲の羽ぐひよ苔むすこ黄丸臨の絶たぐ

月清集　　同

ましれ比のんの船たとりの荒しねけ四ぐの蜂の夕雲

歌枕名寄　　後徳大寺左大臣

みるもとる鹿島のかとの塩なるよ杉山ゑの水よぐ

同

乱たの山鹿島のみの垣乃久しくなりぬ寄の物

同　　蹉跎

考陰る鹿しまれる乃宮柱なれ茅代に君ぬたあしる

拾玉集　　慈鎮和尚

光たりあしたしめたりの彩く載鹿島れ通ふんを

同　　同

蜂のこやたくねきるしい鹿島山寄貝をまても掉鹿乃雲

和歌清濁抄　　安岡成政

荒島なる神のちるふ貝ちをを鹿貝あめ傳へ

鹿嶋紀行　　藤原吉深

治つとく世を安閑とうりぬるも鹿しまけ神の恵なりをう

光明峯寺入道

香取日記　平春海

[illegible]津[illegible]島ヶ浦のいくへに[illegible]を見しら神のれ代このを

同　播千蔭

鹿島ゆく神[illegible]たなる松の日蔭のうつろひ幾代ぞ

名所今歌集　同

大王の三笠山もあるとしつぐ[illegible]乗しまが浦の幸つ国社

外國より鹿嶋とよめる歌を。古集より[illegible]の浦[illegible]ちとね鹿島なる

[illegible]なる清土とみ[illegible]ゆうこん。紀伊国ゝ又[illegible]鳥より熊[illegible]

[illegible]能登国ゝ曽丹集より。玉葉集も載[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]鹿島の[illegible]川のはしせあるやしと。陸奥国ゝ小馬

命婦集より[illegible]せよ[illegible]ゝ[illegible]の海ろいゝ恨

[illegible]。摂津国ゝ菅家百葉集より。拾遺集も出[illegible]鹿島の[illegible]。筑波の神の[illegible]と

[illegible]。この哥近江の蒲摩[illegible]中[illegible]ゝ菅百より真字

[illegible]書[illegible]ゝ[illegible]机の上の吟[illegible]も常陸の

[illegible]哥[illegible]古哥[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]。後京極摂政の鷲の羽[illegible]より来[illegible]哥[illegible]。

神道集。まゝ拾巣抄別帋追加曲[illegible]より。大神天降[illegible]時

金の鷲より来り御供を銀の鶴よりて物せ[illegible]

俗説より[illegible]讀[illegible]

○奥宮　二丁許東にあり。大神の荒魂を齋祭る宮。祢宜祝

い更[illegible]参詣る諸人も神前より物音を禁ず。祭の時い拍手を

も忌より拍て忌謹めり。

○坂戸神社　坂戸村にあり。祭神天児屋根命。風土記より、大之

大神社　坂戸社　沼尾社合三三處。惣称香嶋天之大神[illegible]。神道

集より。鹿島三所者沼尾酒戸[illegible]。[illegible]坂路のあ[illegible]所なれど

坂戸の略語なり。さて沼尾坂戸の二社を神宮まつりぎく尊敬まつりもり。今は神宮をあいせて鹿嶋三社とぞいふ。

沼尾神社　沼尾村にあり。祭神経津主大神。風土記に。其社北沼尾池。古老曰神世自天流来水沼所生蓮根味気太異甘絶他所有病者食此沼蓮早差験云云。

夫木集

藤原光俊

沼尾の池は玉あり神代ゆりたるなや深き誓るもらん。同書に。此沼尾社へかの池のこゝまいでゝ。次に宮めぐりゆくゝりて思ふもことあるゝ。神代より空より水蓮の生ゝ服まるゝ不老不死みど風土記にこゝえたるゝ。今はなたるゝ。ゝ云云。舊

跡のかくまし ゆくへいとと歎うたうもうんでうとを沼の有ところの岡をれを沼丘の義なるべし

○息洲神社　息洲村の海邊よあり。住吉三神底筒男中筒男表筒男命を祭る。こゝも鹿島の摂社として毎年の祭礼等る鹿島よりつとめ。四月十三日の祭より。剱座。抻舞。海原。人形。紙作り数の具なとれ古事あり。鹿嶋香取息洲と三處の鼎の三足の如くゞもも三里づゝ隔てたりよれ処うれて参詣るめれ少こらゞ。諸國里人談よ。常陸國息栖明神の礒ちれ海中より女瓶男瓶とゝ二の奇石あり。男瓶い経一丈あるゝまして銚子のかゝちゝ。其口とあゞしき所よ溝あり。中を控のごとく窪て鍋乃形ゝ。女瓶いつゝ五六尺ゝゝ土器よ似ゝ。土俗曰これを神代の銚子土器ゝと。此石満潮ゝ二三尺沈めり。干潟よい水上よ

国立公文書館
National Archives of Japan

あるいはそれ銚子の中なる素水よりして、潮の味ひるるを是を悪塩井の水とぞいふ。人皇十五代若櫻宮天皇御宇三癸未載二月鎮座の額あり。さて此瓶の水中よりたくる鳥居の左右よりくぐり常よ水底よ沈なり。干潟よ水上よ出る時空の曇くる時を見こうるなり。晴天ならんよりくゆるく息洲といふ名を沖洲の義なり。浮洲の義なり。

○高房神社　正殿の前よあり。祭神建葉槌命。神代紀よ故加遣倭文神建葉槌命者則服部也。とあるを武甕槌大神の命とうけて星神香々背男を征伐して神なり。いふ倭織をたしめ神なれて倭文神とぞいふ。倭織は伊勢氏の考よ倭織の義なり。高房の御名のよりて立綱ほとりろ説よ高を神の美称して房は古語拾遺よ好麻之所生故謂之総國とあれた生麻の義なり。

鹿嶋志中の巻

神官小倉仗平時鄰撰

○午頭天皇　摂門の左よあり。祭神素戔嗚尊。十二月初午日の夜祭礼よりて。神前よ門松を立注連縄よ鍬奠俗よ御召更とり、そなへ老女の清浄なるを持ちて祝宜よ逢時に必疫病の恐あるとて。此夜戸を閉て門外よ出るなし。午頭天皇とのくるを佛書よりいでくる名なり。

○熊野神社　同所よあり。伊弉冉尊事解男速玉男の三神を祭る。

○御厨神社　厨村よあり。御食津神と祭るよ五穀を司る神なれど厨村よ祭れるなるべし。厨いふと竈屋よて黒屋乃義。大神の御饌よ関るよりて厨村といふなり。

○稲荷神社　銚場よあり。祭神食稲魂命。

○八龍神　拜殿の脇二社。摂門の中四體町の左右二社まぐさ
龍神を八所に祭れば八龍神と云。北社のと神道集に云る
せり。龍神を闇淤加美闇御津羽の神と。伊弉諾尊迦具土
神を斬給。時御刀の手上に集る血手俣より漏出て成ま
せる神なれ。武甕槌大神と云御兄弟の神に坐せり。

○七夕神社　熟田社ともいふ。奥馬場にあり祭神素戔嗚尊稲
田姫。神體は男根女根の石像なり。

○潮神社　十町許東に祭神熊野高倉下。神武紀に武甕
雷神對曰。雖予不行而下予平國之劒。將自平矣。天照大神
曰。諾時武甕雷神登謂高倉下曰。予劒曰。師霊今當置汝庫
裏。宜取而獻之。天孫。高倉下曰。唯々而寤之。明旦依夢中教
開庫視之。果有落劒倒立於庫底。抜即取以進。とあるより抜
宮と名付けるにやと立綱法師いふ。此社を俗に見目明神。告神とも
いふの夢の告のことをよくこゝろ以
る。さて抜に潮の字を書。旧説に潮をいふ常陸の方
言なり。按に古事記に降此刀狀者穿高倉下之倉頂
自其墮入故阿佐采余玖汝取持獻天神御子とあり。阿
佐采余玖を朝日吉なれ。朝宮とよべるにや。朝宮とのひとをんを阿志の反伊
字に似たるなり。後に云べし。（アシの反イ字トリの例に酉辞考いるのめの条まで）さて朝と潮の
誤なるべし。

○跡宮　神野村にあり。物忌の居宅のかたに祭る社。

夫木集

光俊

みそぎする跡たもとゝ〳〵跡の名を千代も知　ど神さびにけり。同書

○鹿島社に跡宮と申社。天明神のことをのべて天ぐ
らせのひ〳〵ことゝ云。

○鷺神社　神野村の入口よりあり　祭神　天日鷺命也。

○海邊神社　同所よりあり　祭神　蛭兒　此社海邊よりもあるべきかゝ
るべけれども　神代紀に伊弉冊尊蛭兒を生みたまふ三歳まで足た
たざりしれど天磐據樟船に載て風の隨放棄られしこゝあるべし
海邊とゝるべきか。

○祝詞神社　西六町許にあり　祭神　太玉命　按に天照大神天
の岩戸に隱まします時天兒屋根命太玉命二柱相共に計ひて
御幣を捧祝詞のれせしこれ古事記神代紀にもよりて
べし相通いて祝詞の名ちやかわせしべ。

○押手神社　同じ所にあり　旧記に光仁大皇寶龜九年
神印を納られし時大宮司大宗かゝみ正殿に入奉り
て平城天皇大同二年正月十五日正殿鳴動して御戸開
けり神託に依大宮司清持都に朝廷に奏す帝甚
御感ありて勅に今より後鹿島の神職任符を以て補任し
任符に此神印を押べしとて任符の案を給ふ今に至て任符ともに職を継ぐ
清持もるゝも帰郷に別に社を造て神印を納む是を押手
社といふ式國史にさらに沙汰なれど社に神印とりの
のれを賜ひしとの有しよりや香取神宮に押手社あり和訓栞
に鎌倉の押手社云々雍州府志に賀茂の霊璽社云々古の外
の事に神代より天の印その動　押手に天武紀に符の字とあり古の朱墨と手掌に塗て押す信
ふるもかなしし　今の手印手形なるべし是よりおこれる名か仁和大嘗會
云々よたゝしに岩屋山云

○あゝうちのの神社　下生村にあり祭神　高靈闇靈なり一名津
東西社ともいひ津の宮とよぶ大船津にもうつる所也。

呉竹集

常陸の国のいろこのろの山郡〳〵乘峰の国のまてとしそきけ。同書よ。あ
いろあいろ〳〵あまこことりよ詞〳〵。師氏集よきこうる涙い袖よひちろ
哥もよ〳〵有てここあれど、下の句審ゐ〳〵ゑ誤写よや、風土記よ。年別七月造舟而奉納津宮とあり
て昔空穂舟と作〳〵七月十一日の夜それを内海へ流せば鹿
嶋の津宮より香取の津宮よつ〳〵〳〵、此ゆゑよりの御船祭の條よりべし、立綱
法師いく〳〵津東西い鹿島の船津と香取の船津とさ〳〵
ひ〳〵ゐべ〳〵い其津水上三里許よ對へるところ東西に今鹿島
の方い大船津とよべど香取のくい津宮とい。こいくる説よく〳〵あと
れ。さそこいろの名も明らけし。俗も彼方此方よべき旧説よ。
古の社のと道の左右よありけとば津東西とくるを。近世合せ祭
よりとのを方角〳〵。

○國主神社　烟原といくるそころよを祭神大巳貴命。古を國

造つ〳〵大神ゐれど國主〳〵よべ〳〵。

○年神社　宮下村よあり祭神大年神。此〳〵神田
いく〳〵處なり。

○道路衢神　五町許南の山路よ有。俗よ山の端れ道路衢神と
いく〳〵祭神猿田彦命。神代紀よ。有一神居天八達之衢云云。敢
問之衢神對曰聞天照大神之子今當降行。故奉迎相待吾
名是猿田彦大神云云。和名抄よ。道神を和名太無久乃加美
道上祭云云。里人れ旅路よいでる。此神よ醴を行
簡よいと。又菓餌などを手向く道の平安を祈を古風の存れ
るなり。

○阿津神社　七町許南よあり祭神活津彦根命。阿津い活津
の訛なるべし。

○平川神社　撰集抄に、又ちかき頃引のなく御社あり平川と申す眷属の神にて天下をもらさずまもらんと誓ひたまふと云々春日の御昔より名高き社なれど、鹿島の平川も是にかよへるのよりて審ならねど、按に下津と平井村の間の落合せし所に小川あり、こを平川といへるは砂の地に付くある川なれば砂川の義なるべし、こゝに祭りし社にや、又いさ川といへる小川の省かともあるべし。

○手子崎神社　東下の羽崎村に有。旧記には神遊社ともいへりよしこゝにいへるに大神の御女の神といひ傳へたり。按に上つ代香嶋郡童女松原に（則羽崎の邊也）神の郎子神の嬢子といふありてかゞひにむつびたりしが遂に松樹と化りし奈義松古津松といへる故事風土記に見えたり。されどとの童女を祭れる社なりしにやあらむ、嬢子を手子といふは女子を

愛しといへる名にて、万葉に葛飾の真間の手兒名（今下総真間村に手兒名の社あり）手埴科の石井の手兒、又さきたりの手兒によりてあひがとするも手兒もありしかば手子崎も此よりて海邊なれば手兒の住しも由ありていへるならん。手子をとりての名としたる例は続歌林良材に引る駿河風土記に、女神は男神をまちとて岩木乃山の此方に至りしより待ようることなれば、男神の名呼くゆゑに依てそこをなげけく手兒の呼坂といへり。などて東俗の詞に女をてごといふ、田子の浦も手子の浦なりと云々。

○御笠神社　まさに甲社ともいへり、正殿のうしろになる、大神の冠をまつる神代の甲を納まつれる社なりといひ傳へたり。されど今其あるきのみ此社にあらざるが故ありてのちに別處へうつし奉りしにや、神秘として分明ならざれど（宝倉のうち何くれと神宝あるが中に、擢長持やうのものあり、こを昔よりかくしおきて開ける事なし、かのものの納まれるならんといふ也）

今あるところの甲冑ら後世奉納のそれまてその年号ゑど離はけ
のもべいてまでもなし。

○御兒神社　三代實録ニ貞観八年正月廿日。常陸國鹿島
神宮司言。大神之苗裔神三十八社在陸奥國。古老云。延暦
以往割大神封物奉幣彼諸神社。弘仁而還絶而不奉由是
諸神為崇物恠寔繁。嘉祥元年請當國移狀奉幣向彼而陸
奥國称無舊例不聽入関宮司等於関外河邊拔奉幣物而
帰自後神崇不止境内早疫望請下知彼國聽出入関奉幣
諸社以解神怒其幣断用大神封物云。神名帳陸奥の条ニ鹿
嶋御兒神社七座あり。延暦元年五月陸奥の鹿島の社ニ勲九等封二戸授奉ル
続紀ニ云鹿島ゑど會隅川とよまれる哥ゑ曾丹集ニ云
風土記行方郡ニも香島神子之社云々。
上の件の摂社末社ゑ其あらましとあらはすに八十末社あり。

祭らぶまゑ例年四月十月ニ。

○歳山祭　正月四日ニ。正殿の四方ニ神木の椎木あり。それ年の
明の方ニあらたゑ椎の本ニ簡と焼き。木簡を剱の形ニ造
らたゑ木簡の真中ニ十吉合と三字うけ。右の簡ニ椎の枝を
折をくかの焼火ニ入ぶせ。ちらして後大宮司家の明の方ニ
軒ニ指おくる。これ昔の御占祭の式の残ゑ。御占祭ハ其年
の吉凶をト合ゑ朝廷ニ奏聞し。此趣をト事ニ用ふる
天葉若木のあるゑ。下巻ト部家の条ニくわしくいぶべし。

○青馬祭　正月七日の夜正殿の御戸を開き奉ふ。祭礼あり。
御戸開の神事とゑ。物忌輿ニのり銭切をゑ散米して参ル。
神殿ニ入ふ。太刀弓矢何くれの幣帛と奉ル。去年納めを
む取出ぶ。物忌出納の役とゑ。大宮司をぶ諸神官

青馬祭

神拜もすみぬれば。青馬節會とて神馬七疋曳らせて御假殿の四面を走廻らせたり。（俗諺に朔日より今宵まで大神御眼かゝまとりまて御鎮と称し鳴物を停止させて此夜御目覚とかいふ）上古いこの祭に勅使参向ありしに。延長年中より故ありて止られしとぞ。青馬は禁中の節會にて禁中の儀式にならひし祭事なの外なりけり。（或説に後堀川院御宇征夷大将軍藤原頼経卿悪来王を征伐のため関東御下向の時祈願ありし霊験を蒙しによりて四時の祭禁中のごとくつとめ行なはれしとかや）うけたまはりしを古くより傳りたる書記にもみえたれども。馬は陽の獣にて。青は春の色なり。年の始に青馬をとられば年中の邪氣を除と公事根源にみえたり。河海抄に。光仁天皇寶亀六年正月七日。天皇御楊梅院安殿設宴於五位以上。已而内厩寮進青御馬。是青馬始也云云。續後紀に。承和元年戊午。御豊樂殿觀青馬云云。

常陸帯祭　俊頼口傳に。常陸國に鹿島と申す神を祭られ給ふ日。女けさうしたる人。あまたある時に。その名どもを布帯にかき集て

神の御前におかしければ中にさるべき男の名かきたる帯のおのづからうらがへりたるを取て祢宜が得させたるを女見て。さればとや男の名ある帯をばいかでやがて御前にうけ帯のやうにかづくなり。それときて男からちかづけて親しくなるとしも云云。奥義抄に。等と云ものを帯にして一すぢに我名をかき。一すぢに男の名をかきて。彼神の御前に帯を折かへして中をばかくして末を祢宜に結ばせ。結びたるは結ぶべきなり。結ばれるはまたかなふべきなりとて離れぐに結ばれよりさるべき帯のやうに丸に結びはかなふとぞ云ふ。この事今も絶ざる事にて蛍の中に納めて常陸帯とゝもに宮の中に納むるより注連とひさしく昔より開とするしるしをとる。神宮寺にありしを近世寶倉に納む。（俗説に神功皇后御懐胎の時の御腹帯を納られしといふ）正月十四日祭て。この日宝倉より出して神宮寺に持たせらる。祢宜祝は堂内に列座

〳〵供僧等火鉢ゑ筒をとゝん常陸帯とさゝげ驛路鈴とうつく
本堂の外掾をめぐ〳〵又常陸帯を腹帯のごとくする日足帯
の義よく〳〵赤子の生長と日足とくらぶべく〳〵ちとせを通音なれ
ば日足とひゝらとひさて腹帯のごとくとうをとるべく〳〵

新古今集　讀人不知

東路の道のゝべなる常陸帯かごとばかりも逢ん事かな

夫木集　公朝

あなたの方陸の神の誓ひ人の軌とも成ぬべきかな

新続古今　俊頼

ちぎりかく別ぬるかな常陸なる鹿島の帯のうらみの世や

散木集

別ぬるかなちのひとゝるる早ぶる鹿島の帯の中ゝゝとゞ

拾遺愚草　定家

常陸帯のかごとばかりの立ちとゞのこるうらみかな

百代集　家隆

ちぎりあらん契りもまつる常陸帯のひろうよのこゝろやとゝん

新勅撰集　都芳門院安藝

とゝんぶやる東路とゝきく常陸帯のかごとばかりの山坂の罪

有房集

玉章と常陸の帯とあひせこうつひくうしほ

光明峯寺摂政哥合　行能

足引の山田よりとひくゝとひくゝ常陸帯かりとも解ぬ契りもり

同　良實

今ぞしるかごとばかりと常陸帯のとくとも解じ心までで

とかくの哥ちうの故事よりてよりあらうう

○踏歌祭　正月十四日。祢宜祝等梅花の枝と手毎よりうち大鼓をうち笛とうたふ。笏拍手を歩く。御假殿を三度うち廻り各神拜の式あり。花の時ら花とりて神と祭ととら。神代紀の伊弉冊尊の神去ときを条よりて。踏歌ら天武紀よ。七年正月丙午漢人等奏踏歌。これ踏歌の始ら。釈日本紀よ。私記曰今俗曰阿良礼走師説此哥曲之終必重称万年阿良礼。今改曰万歳樂。是古詔之遺也。

○司召祭　正月十五日。惣神官の職位の次第をかゝ記し。銚場よりもんく東よ向ひ高らよ讀あげうう。されどこの祭近世ら廢ら。

○北星祭　三月廿二日の夜。拜殿よ机をかまくく北星よ御饌と

供ふ。この夜宮殿のうちに御燈を燃きとこそ〳〵天地もかがやく
ばかりなり。是を万燈會とつ。万燈ともし佛事をもるるとぞ
て。續日本紀に。天平十六年十二月。同十八年十月。金鐘寺まこと
朱雀路などに〳〵万燈と燃されしとこそ。

○流鏑馬　五月五日粽の御供例の如くなり〳〵流鏑馬あり。皆神酒奉
櫻の実と弓矢携へる武士あまた行列し。次に白丁等神馬と
曳。次に鞍馬五疋に射手の人々おの〳〵弓矢を定て鳥居
の前より町中を競走つる帯する矢を取りて弓おしまう的を
射ゆくを賀茂の競馬といふ。射手五人を四月晦日より参籠して、日く塩濱に於て潔齋せり、左のごとく
神官等馬上あるを輿にのせて。忌垣のうちにひきくるる。旧記に。天
慶のむかし平貞盛勅宣を蒙り。相馬將門誅伐のため發向
のとき。祈願によりて車故なく討亡し。かつ奇瑞と現ずるに

始られし祭とぞ。瑞験記に。藤原秀郷神宮に三十日
参籠あるに。畢る日正殿鳴動し木綿と晒せるが如き白気
未申の方に靡き。又將門滅亡の前日鹿ども群居て鳴さわぐ
なりと云云。此祭を例年惣大行事の下知なるべし。惣大行
事を政轄の子孫とし。東鑑に。治承五年三月十二日。御敬神之
餘於宮中為不令現狼籍以鹿嶋三郎政轄被定補當社惣
追補使云云。惣追補使とは今の惣大行事とさて流鏑馬とは天武天皇の馬弓
に起るとぞ。この日大宮司大祢宜より八少女二人と出せり。とくに
神前にまゐる。童子と冠連とて御田植の神事とて。又土月廿八
日の夜流鏑馬あり。櫻門の外馬場にまゐる。溝口村の二人の祢
宜毎年役とつとめ〳〵。

○名越祓　六月晦日の夕。茅をもて龍蛇の形と輪につくり大宮司

流鏑馬

五月五日の夕ぐれ

竜神社

国立公文書館
National Archives of Japan

茅の横刀を持東より向ひ〳〵もち〳〵かの茅の輪を左足より踏心て越
めぐること三度。その時中臣の太祝詞事を宣ふ。〳〵庭より荒薦
ちゝ敷塩をもち〳〵せり。昔〳〵諸神官内海より出〳〵枝〳〵きり〳〵ん。
今い大宮司家より〳〵ら式となり。波多流川より出てみそぎせり。

○御軍祭　七月十日の夜。祢宜神主楼門の前より立列ふ。其時
神戸の民町々の者群集〳〵。青竹の葉より火とりしるし小挑燈を
幾つとも〳〵結附〳〵と手毎よりもち。鯨彼の声とあげ〳〵推寄
来りて篝とるして一時より焼あげ〳〵きしをもしい〳〵おびゝ〳〵きゝ
でゝ。大宮司大祢宜い大小の神飯とぬ〳〵捧ぐ。さて神官より
つゝ里人より至りまで男〳〵太刀鉾長刀の鞘とゞ
して篝の火影より歩うごとうつ。此てうちんらかぶ〳〵との日挑燈町と旧記
より。神功皇后三韓征伐のとき。大神御行まし〳〵て王船と助守

ひ平らゝ〳〵順和とゝ〳〵〳〵帰陣ゆ〳〵〳〵べ。應神天皇の御守より
此祭を行ひ来りる由をゝせり。俗は三韓退治の篝とゝ〳〵。大神の王船を
助守ゝ〳〵ゝ詞林采葉抄藻塩草、神功紀より。皇后の御船を冥助ゝ〳〵
宇佐八幡縁起太平記ゝ〳〵
諸神の御名を問せゝる所より。答曰幡荻穂出吾也。於尾田吾田
節之淡郡所居神之有也。神名帳より。阿波國阿波郡建布
都神社あり。思ひ合るべし。東鑑より。八田右衛門尉知家と鹿島
造営奉行とせ〳〵條より。来七月十日祭以前早可終成風之
功之旨被仰含云。

○御船祭　七月十日の夜。風土記より。年別七月造舟而奉納
津宮。古老曰倭武天皇世。天之大神宣中臣臣狭山命。今社
御舟者臣狭山命答曰。謹厚大命無敢所辞。天之大神映爽
復宣汝舟者置海中舟主仍見在岡上。又宣汝舟者置岡上。

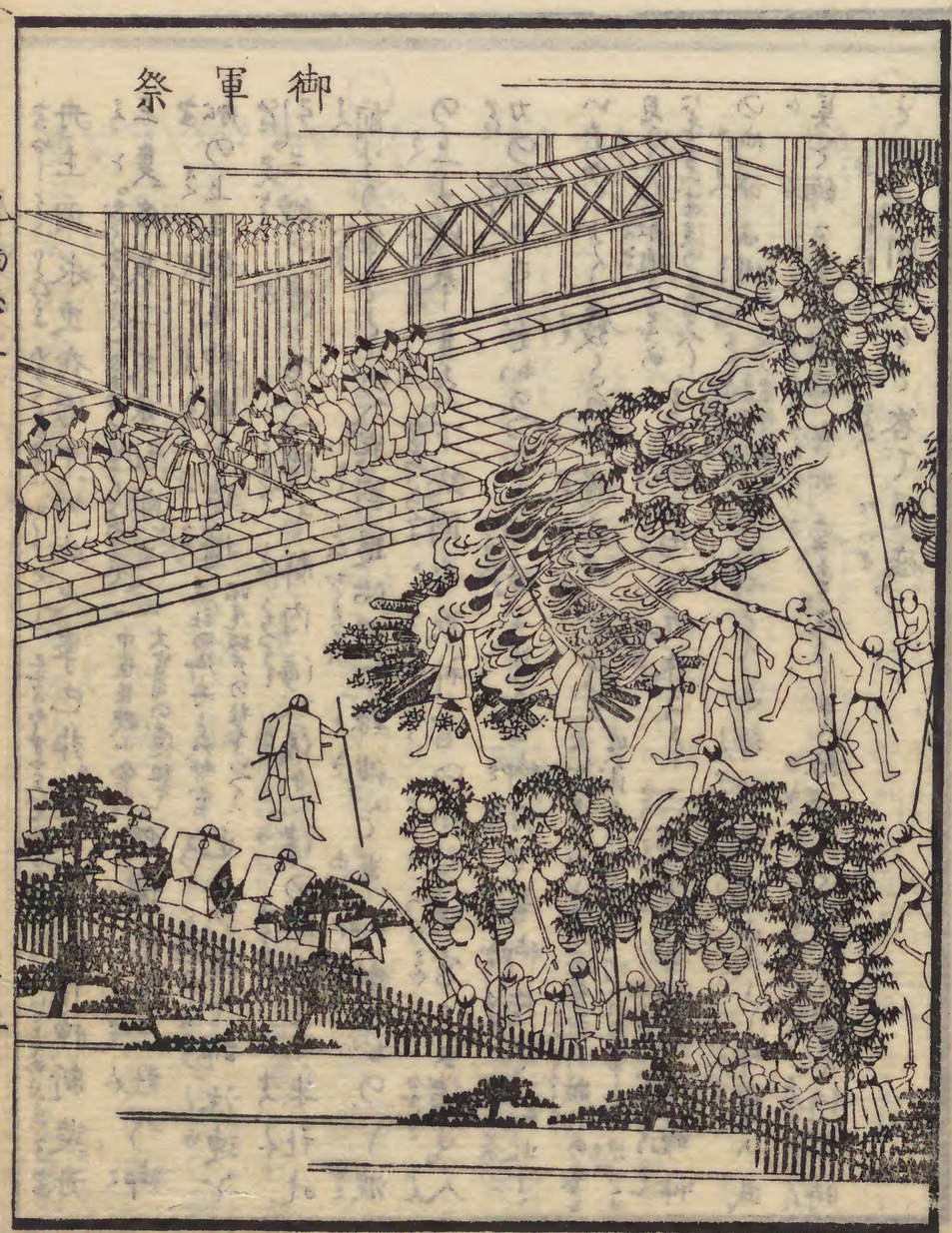
御軍祭

舟主因求更在海中如此之事已非二三爰則懼惶新造舟三隻各長二丈余初献之云（中臣臣狭山命は大宮司の遠祖なり）例傳記に三社乃御船の上に假屋神輿と造搆（三社の御舟に神宮巡尾坂戸の社なり）色々の繖と飾注連と引三艘の舟とを以て纜を解内海へ流す津の東西と云未社は前より軍とりの異国退治悦の鯨波を挙御船とおのゝ波の上に浮奉まつる下総国香取神宮の末社津宮と云者なり人力の棹もさゝぎおのづゝ神風に生せ御舟と著御座と云云此といまゝ廢れと猶其式のこれり（文和三年の記に御舟祭祝料雜物の事見えたり其後の事何れの事も忘れぬ）其後船流とぶめ船の形を九木に三艘造て楼門八龍神の御前に備へ空穂舟と虚舟の義とをわかつに神叡楯板さゝぐ神寶の武具と飾ゝ諸神官列座をさて祢宜一人進み出て行事時と呼に一同唯々と答て退座

○新嘗祭　八月初丑日拝殿の前仁智門の左右に机とまうけ其年の初稲の御饌酒と献奉る是を新嘗と云此日家ごとに菓人形とをこしらへて高間原へ送る逐ゝ神戸の民もゝ集名主は鞍馬に乗ゝ旗とをたて大鼓と叩きゝ高間原の鬼とおせと囃ゝ是古風の遺也天照大神新嘗きこしめすと云素戔嗚尊惡事とをこなひ給ふ贖物とをたゝ底国へ追下

ゝ神代紀に

○相撲　九月九日の夜銚場に集ひ持ゝ箒ゝ箒とたゝ神宝の廣鉾を巡ゝ拜まを次に祢宜神の面と冠ゝ神前のかゝに向ひ舞ゝ面に二枚ゝ一に恐き面一に義ゝ面さて後み童子相撲あり童子ども東西より出ゝ三番づゝとる是を

おくづくひとつ。按ふ万葉ふ部領使とゝ。公事根源ふ左右の近衛
相撲とゝも皇と万葉ふも部領使とヤ。又神亀三年ふ
始く諸国ふくのべせ〳〵。寛平七年ふ童相撲御覧ありきこそ〳〵相撲のもざゝと人
皇とゝ。てふ垂仁天皇の御宇。野見宿禰當麻蹶速が故事ふ
おてれくど。神代ふてふ古事記ふ。建御名方神千引石擎手末而
来言誰来我國而忍々如此物言。然欲為力競故我先欲取
其御手故令取其御手者。武甕槌大神の御手即取成立氷亦取成剣刃故
爾懼而退居。爾欲取其建御名方神之手乞帰而取者如取
若葦掘批而投離者即逃去故追往而追到科野國之洲羽
海ふてれ今の諏方神社ふ
と。てふ〳〵是ぞ相撲のもとゝ。てふれだ。この祭の傳れ
ゆと深きいとれゝ。ゝどやゝ。ゝ町家ふも毎年この日土俵とかゝ
相撲ありていとにぎはゝ。

○日月祭　同夜ゝ。鳥居のうち馬場の通ふ左右ふ高一丈
二尺宛の柱を立て。其上ふ日月の御像をおの〳〵榊ふ結ふ〳〵圖
の如く飾ゝ。柱の四方ふ大縄と張地車ふのせ。町人あつゝ寄来
て楼門まで曳ぱゝ。日のかゝ先ふ曳附まゝよ。若月のうゝ
先ふてれだ其年雨災あり。大縄の例年大工三人の家ふ納む。旧記ふ。九月九
日ハ月と日と九陽ふてふ重陽とゝ。然ゝ日月と飾ゝ
この祭と行ふ。雄略天皇の御世ふ始出とゝ。

○黒酒白酒祭　風土記ふ。年別四月十日設祭勧酒ト氏種
属男女集會。積日累夜樂飲歌舞其唱云。安良佐賀乃賀味
能弥佐気畢多義止伊比祁婆賀母興和我恵比尓祁年。
新酒ふ神御酒ふ又曩御酒ふても有。三の句
脱字あれば詳ゝど下の句ハ記れば加もふ我醉ふ
白酒と備へゝ　黒酒ふ常の酒白酒ふ祭事あゝ。畢まゝ祢宜祝等大宮司の
家ふ集ひゝ夜ふまゝ酒宴あゝ。小角ふ團子と盛銭切をふ

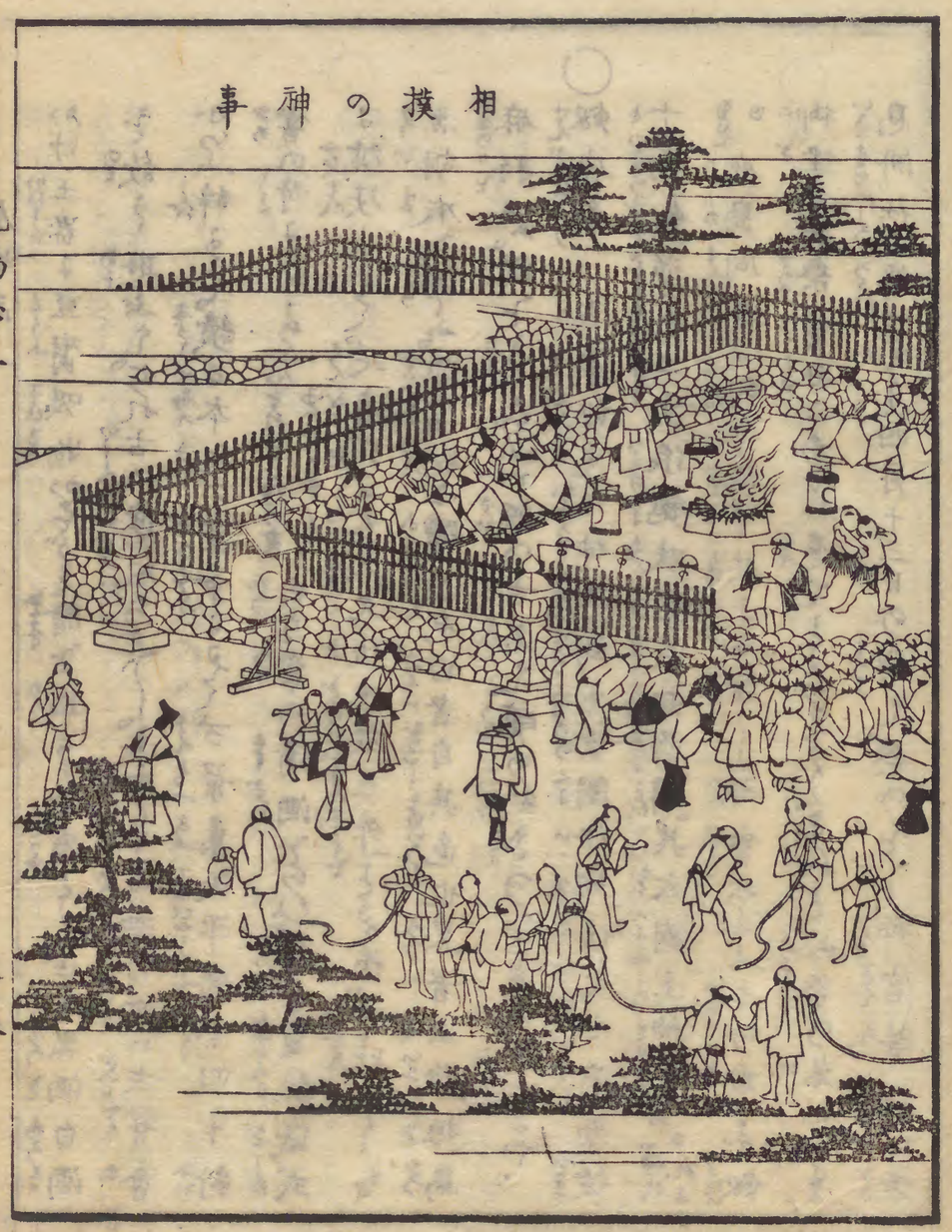
相撲の神事

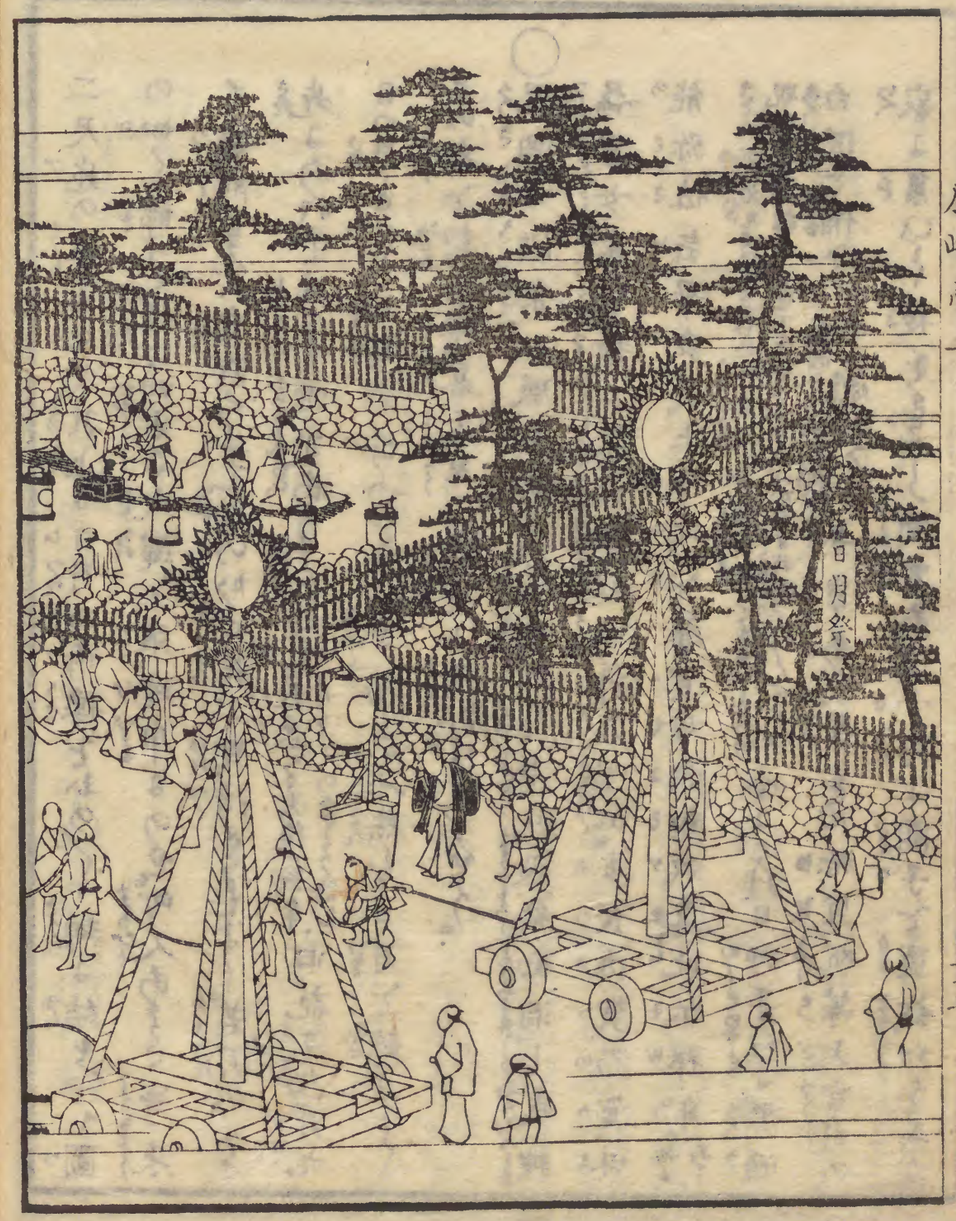
日月祭

かけ土器に豆腐吸物なまぐさき膾を盛りて肴とし、さて黒酒白酒を飲て遊ぶなれ。これ古の遺風なるべし。そもそも黒酒白酒は大嘗會の辭にして、續日本紀の宣命にみえ、万葉集天平勝宝四年新嘗の哥にもあり。それより後の書に多かり。白きは常の清酒といひ、黒きは貞觀儀式に焼灰をいれて、延喜式には入久佐木灰三外とあるにて、中比よりは黒胡麻を用ふ。康富記に醴酒也白者自其色也黒者上聯振烏麻粉云云。酒をきとよみは酒の古名にして醸の約き‖なるべきにや。

○劔座祭　古事記に、大神降到出雲國伊那佐之小濱而拔十掬劔逆刺立于浪穗趺坐其劔前問其大國主神言云云　神代紀にも見ゆ　鹿島問答に、劔を立て其上に坐し神會ありしより今の世まで劔御坐と云祭當社にあらん是なりとおもはれど、此祭の名はいまだ息洲社に傳はれり。四月十三日の祭なり。祭のあとに神官等海の方

に向ひて拜をなす。是海原の神事といひて、伊那佐小濱の心なるべし。

○庭上御供　大神に御供を奉る時、おそれありて庭上においてしたゝめ、かくる時は殿内におかしきを、おのれらは殿内なるべきをとかくして庭上なるはし。神代紀に、皇孫降臨の時天照大神の詔に、吾高天原所御齋庭穗亦當御於吾兒とありて、この齋庭とのたまひしにもとづくなるべし。庭上にて御供を奉る濫觴なりとし、立綱法師はいつもいへりき。

○直會　樓門の右のかたに忌垣にて圍へる一構の處を銚場といふ。神事畢りて後ここにて直會ありて、それより祢宜神主等集會して神前に供奉せる御饌御酒のおろしを飲食とす。攝社末社の祭にもおのおの直會ありて後は直會の義に預る。そもそも直會はもと大嘗祭の時天皇大嘗宮に御て、神を祭りて御みづからも大嘗聞食て致齋におはしますなり。

其儀式畢るべ直會豊明とて豊樂院まゝ。致齋とゆゞまとけ
まして御酒宴あることつゝ。是まるゝ〳〵せぐて大社まいまゝ此式あり。
歴朝詔詞鮮まゝ。直會い奈保理阿比の切まるゝ。直會ゝ齋とゆゞて
平常まゝ復る意しゝ。續紀まゝ猶良比とうゝ。延喜式續後記みとる直相
とも書るゝ何まも借字し。伊勢の直會院い儀式帳まゝ。

○神舞

毎年四月十二月奥宮沼尾社坂戸社息洲、社そのゝ末社
の祭もつて。畢るゝごゝまゝ直會例の如〳〵。直會の次まゝ神舞あゝそゝ
まゝ横笛とゝた笏拍子とゝち神の枝と挿ゝ舞ゝゝ。神樂歌まゝ。
神楽のかゝとゝぐゝ〳〵ゝとゝれを十氏人ぞまゝるもゝけゝと。ゝる
もかゝる心ぞえゝるゞゝ。

上の件の祭礼ゝ其ゝゝゝと記るゝ。せぐゝ年中の例祭
い大神事百三十三度。小神事七百餘度あり。

国立公文書館
National Archives of Japan